

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について

<p>改正後</p>	<p>現行（平成29年3月31日消費表第188号） ※「第9 施行期日及び経過措置等」で、平成30年4月1日施行とされています。</p>
<p>別添1</p> <p>特別用途食品の表示許可基準 第1～第5（略） 第6 表示値及び分析値 特別用途食品について、定量するときは、表示値に対して栄養成分等の分析値が次の範囲内になければならない。 (1) 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム 80～120% (2) 脂溶性ビタミン、ミネラル 80～150% (3) 水溶性ビタミン、イノシトール 80～180% (4) その他 80～120%</p> <p><u>ただし、100g当たりの成分量が低含有等の理由により、分析値が上記の範囲内とする事ができない栄養成分等については、科学的根拠に基づいた値（例：「平均値±2標準偏差とする」）の場合に限り、下限値及び上限値で表示しても差し支えない。なお、科学的根拠に関しては、その説明資料（下限値及び上限値で表示することの合理的理由を含む。）を添付すること。</u></p> <p>第7～第8（略） 第9 施行期日及び経過措置等 本通知は、平成30年4月1日から施行すること。</p>	<p>別添1</p> <p>特別用途食品の表示許可基準 第1～第5（略） 第6 表示値及び分析値 特別用途食品について、定量するときは、表示値に対して栄養成分等の分析値が次の範囲内になければならない。 (1) 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム 80～120% (2) 脂溶性ビタミン、ミネラル 80～150% (3) 水溶性ビタミン、イノシトール 80～180% (4) その他 80～120%</p> <p>(新設)</p> <p>第7～第8（略） 第9 施行期日及び経過措置等 本通知は、平成30年4月1日から施行すること。</p>

本通知の施行前に健康増進法に基づく表示の許可を受けた特別用途食品制度の表示の許可は、平成32年3月31日までは、本通知の許可基準にかかわらず、なお従前の例によることとする。

また、第6のただし書については、平成29年10月30日から施行することとする。

以下（略）

本通知の施行前に健康増進法に基づく表示の許可を受けた特別用途食品制度の表示の許可は、平成32年3月31日までは、本通知の許可基準にかかわらず、なお従前の例によることとする。

（新設）

以下（略）